

岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年六月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

別表第一第十八号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の項第十号及び別表第二一の項第一号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

生活保護法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

